

昨年7月、改正道路交通法により電動キックボード等を想定した新たな区分「特定小型原動機自転車（以下、『特定原付』）」が設けられました。

同法施行後1年間（令和5年7月～令和6年6月）の特定原付の交通違反・事故状況が、この度警察庁から公表されました。

それによると、交通違反の検挙件数は25,156件にのぼりました。

歩道を走行できるモードに切り替えずに歩道に進入するなどの「通行区分違反」が13,842件と最も多く、それに次ぐのが「信号無視」で7,725件でした。

事故は219件発生、それによる死者はゼロで、負傷者は226人でした。

運転者の年齢別でみると、20歳代が5割を超えました。

特定原付は法規上16歳以上であれば乗ることができるので、高校生は通学時の使用が認められていなくても、プライベートでシェアリングサービスなどを利用する可能性もあります。

このようなトピックも交えながら、あらためて特定原付のルール遵守・安全利用について生徒の皆さんに注意喚起をされてはいかがでしょうか。

尚、当財団では動画学習サイト内で、『16歳以上なら免許なしで乗れる電動キックボードとは？』を公開しています。

特定原付の定義をはじめ、遵守すべき交通ルール、利用時の留意点などを解説しています。

高校生にとって最も身近な交通手段である自転車との比較も交え、特定原付の安全利用に対する理解を深めていただける内容です。

『16歳以上なら免許なしで乗れる電動キックボードとは？』

<https://jaef.or.jp/6-kurumajuku/johokan/safety-topics/index.htm#ch05>

---

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信

2. SNSでのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyoku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>